

# 育児休業支援手当金申告書

所属所コード		所属所名	
組合員番号		組合員氏名	

## 【対象となる子】

氏名	出生日	令和 年 月 日
	出産予定日	令和 年 月 日

- 必要書類  
チェック
- 子の生年月日が確認できる書類 母子手帳の写し又は住民票の写し
  - 子の出産予定日が確認できる書類 母子手帳(出産予定日記入欄)の写し又は医師の診断書(分娩(出産)予定日証明書)

## 【組合員の育児休業承認期間】

開始日	令和 年 月 日	終了日	令和 年 月 日
-----	----------	-----	----------

- 必要書類  
チェック
- 組合員の育児休業承認期間がわかる書類(辞令)等

## 【配偶者について】

- 必要書類  
チェック
- 世帯全員が記載された住民票(属性記載必須)
  - ① 配偶者が、子の出生の日から起算して56日を経過する日の翌日までに、通算して14日以上育児休業を取得  
育児休業承認期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで  
必要書類  
チェック
    - 配偶者の育児休業承認期間がわかる書類(辞令)等
  - ① 配偶者が当該育児休業に係る子について産後休業を取得している場合  
必要書類  
チェック
    - 母子手帳(出生届済証明のページ)の写し
    - 医師の診断書(分娩(出産)予定日証明書)
    - 出産費(出産育児一時金)支給決定通知書 } いずれか1点
  - ② 配偶者が無職の場合  
必要書類  
チェック
    - 直近の所得証明書(給与収入金額記載ありの場合、退職したことがわかるもの)
  - ③ 配偶者が自営業やフリーランスなど雇用関係にある労働者ではない場合  
必要書類  
チェック
    - 直近の所得証明書(給与収入金額記載ありの場合、退職したことがわかるもの)
  - ④ 配偶者と組合員の子が法律上の親子関係にない場合  
必要書類  
チェック
    - 組合員及び子が記載された戸籍謄本
    - 世帯全員の住民票(続柄記載必須) } いずれか1点
  - ⑤ 配偶者が行方不明である場合  
必要書類  
チェック
    - 勤務先の無断欠勤(3ヶ月)の証明書
    - 罹災証明書 } いずれか1点
  - ⑥ 配偶者からの暴力により別居している場合  
必要書類  
チェック
    - 裁判所が発行する保護命令に関する書類
  - ⑦ 配偶者がいない  
必要書類  
チェック
    - 組合員の戸籍謄本
    - 世帯全員の住民票(続柄記載あり) } すべての書類
  - ⑧ 上記以外の理由により配偶者が育児休業を取得できない場合  
必要書類  
チェック
    - 【配偶者が育児休業を取得することができないことの申告書】
    - 申告書に記載されている必要書類

※ この申告書に添付書類(写し可)を添えて共済組合に提出ください。  
後日共済組合より育児休業支援手当金請求書を送付いたします。

配偶者の状態により必要となる書類

子の出生日の翌日における配偶者の状態		確認書類（写し可）
①	当該育児休業の子に係る子について産後休業を取得している場合	以下のいずれか1点 <ul style="list-style-type: none"> <li>母子健康手帳（出生届済証明のページ）</li> <li>医師の診断書（分娩（出産）予定日証明書）</li> <li>出産費（出産育児一時金）支給決定通知書</li> </ul>
②	無職の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者の直近の所得証明書</li> </ul> 給与収入金額が記載されている場合、事業主発行の退職証明書の写しなど、子の出生日の翌日の時点で退職していることがわかるもの
③	自営業やフリーランスなど雇用関係にある労働者ではない	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者の直近の所得証明書</li> </ul> 事業所得の他、給与収入金額が記載されている場合、事業主発行の退職証明書の写しなど、子の出生日の翌日の時点で退職していることがわかるもの
④	組合員の子と法律上の親子関係にない	以下のいずれか1点 <ul style="list-style-type: none"> <li>組合員及び子が記載された戸籍謄本</li> <li>世帯全員の住民票</li> </ul> 組合員の配偶者が世帯主であり、かつ、子の続柄が「夫の子」「妻の子」となっている場合に限る
⑤	行方不明である （配偶者が雇用される労働者であり勤務先において3ヶ月以上無断欠勤が続いている場合、又は災害により行方不明となっている場合に限ります）	<ul style="list-style-type: none"> <li>勤務先において無断欠勤が3ヶ月以上続いていることについて配偶者の事業主が証明したもの、又は罹災証明書</li> </ul>
⑥	配偶者からの暴力により、別居中である	<ul style="list-style-type: none"> <li>裁判所が発行する配偶者暴力防止法第10条に基づく保護命令に係る書類等</li> </ul>
⑦	配偶者がいない	以下のすべて <ul style="list-style-type: none"> <li>組合員の戸籍謄本</li> <li>世帯全員の住民票（続柄の記載がないものは不可）</li> </ul>
⑧	上記以外の理由により配偶者が育児休業を取得できない	以下のすべて <ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者が育児休業をすることができないことの申告書</li> <li>申告書に記載された添付書類</li> </ul>

配偶者の要件を満たす場合

組合員は父親、かつ  
子が養子ではない

子の誕生日における配偶者の状態（主に①～③）に該当することになります。

- ①母子健康手帳、医師の診断書、出産費（一時金）支給決定通知書のいずれか
- ②配偶者の直近の所得証明書（給与収入が記載されている場合退職したことがわかるものが必要）
- ③配偶者の直近の所得証明書（事業所得の他、給与収入が記載されている場合、退職していることが分かる書類が必要）

配偶者がいない、  
又は配偶者からの  
暴力により別居中

子の誕生日における配偶者の状態⑤～⑦に該当することになります。

- ⑤勤務先において無断欠勤が3ヶ月以上続いている証明、又は罹災証明書
- ⑥裁判所が発行する配偶者暴力防止法に基づく保護命令に係る書類等
- ⑦組合員の戸籍謄本及び世帯全員の住民票（続柄記載必須）

配偶者が組合員  
の子と法律上の  
親子関係にない

子の誕生日における配偶者の状態④に該当することになります。

組合員及び子が記載された戸籍謄本、世帯全員の住民票のいずれか  
住民票は組合員の配偶者が世帯主であり、かつ、子の続柄が「夫の子」  
「妻の子」と記載されている場合に限ります。

配偶者が雇用される  
労働者でない

子の誕生日における配偶者の状態③に該当することになります。

配偶者の直近の所得証明書（事業所得の他、給与収入が記載されている場合、  
退職していることが分かる書類が必要）

配偶者が給付金の対象  
となる育児休業を取得  
することができない

子の誕生日における配偶者の状態⑧に該当することになります。

配偶者が育児休業をすることができないことの申告書  
申告書に記載された添付書類

配偶者が一定の期間内  
に14日以上の子育て休業  
をしている

配偶者の育児休業承認期間を確認できる書類

組合員が母親、又は、  
子が養子の場合

配偶者がいる

配偶者が組合員  
の子と法律上の  
親子関係である

配偶者が雇用される  
労働者である

配偶者が給付金の対象  
となる育児休業を取得  
することができる

配偶者が一定の期間内  
に14日以上の子育て休業  
をしていない

組合員が対象期間中に給付金の対象となる育児休業を14日以上  
取得していれば、育児休業支援手当金の対象となります。

育児休業支援手当金  
対象外となります